

総合<救I-3>

日本赤十字社の救護活動及び体制



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

- 1 日本赤十字社の救護活動とは
～これまでの歴史と取り巻く環境～
- 2 日本赤十字社の救護活動
～法的根拠と活動範囲～
- 3 日本赤十字社の救護体制
～仕組みとリソース～
- 4 日本赤十字社救護員行動指針
- 5 まとめ

日本赤十字社の救護活動とは ～これまでの歴史と取り巻く環境～

■ 日本赤十字社の救護活動とは

社会福祉



災害救護



国際活動



赤十字病院



看護師等の養成



人間を救うのは、人間だ



血液事業



青少年赤十字



赤十字ボランティア



救急法等の普及

■ 日本赤十字社の国内災害救護の歴史

福島県磐梯山噴火災害（明治21年） ＜日本赤十字社最初の災害救護活動＞



福島県耶麻郡
北塩原村に
建立された
「日本赤十字
社平時救護
発祥の地」の
記念碑

日本赤十字社最初の災害救護活動




⇒ 救護員のべ15人を派遣、105人の患者を手当て

大規模災害発生時における日本赤十字社の救護活動

	阪神・淡路大震災	新潟県中越地震	東日本大震災	平成28年熊本地震
救護班派遣数	981班 約6,000人	296班 約1,200人	894班 約6,500人	207班 約1,600人
物資の配分	日用品セット：39,89セット お見舞品セット：10,686セット 毛布：66,995枚	日用品セット：1,191セット お見舞品セット：455セット 安眠セット：2,080セット 毛布：8,019枚	緊急セット：38,437セット 安眠セット：15,406セット 毛布：148,493枚	緊急セット：654セット 安眠セット：7,551セット 毛布：22,480枚 ブルーシート：11,230枚
義援金の受付	約1,028億円	約165億円	約3,429億円	約296億円
				

※「義援金の受付」は、日本赤十字社受付分であること（県、市町村、他団体等の受付分除く）。

大規模災害発生時における日本赤十字社の救護活動

	平成30年7月豪雨	令和元年東日本台風	令和2年7月豪雨
救護班派遣数	106班 約660人	179班 約1,080人	54班 297人
物資の配分	緊急セット：2,536セット 安眠セット：1,493セット 毛布：10,099枚	緊急セット：2,385セット 安眠セット：2,664セット 毛布：17,595枚	緊急セット：1,238セット 安眠セット：997セット 毛布：2,268枚
義援金の受付	約243億円	約97億円	約53億円
			

©Atsushi Shibuya/JRCS

※「義援金の受付」は、日本赤十字社受付分であること（県、市町村、他団体等の受付分除く）。

国民からの期待

日本赤十字社に関する意識調査（平成30年度）

9-1. 日本赤十字社の活動で期待するもの

時系列



問12：日本赤十字社は以下の活動を行っています。あなたが知っていたものと、今後、特に期待するものをすべてお選びください。（それぞれいくつでも）

・2018年度の「日本赤十字社の活動で期待するもの」において、『国内の災害救護活動を病院に届ける事業』が16.1%となっている。

全員回答(n=10,000)

60%

50%

最も回答が多いのは「国内の災害救護活動」

拡大図


国内の災害救護活動を病院に届け、その血液を献血に届け、その血液

	n	国内の災害救護活動	献血を届け、その血液
2016年：特に期待するもの	(10,000)	42.3	18.3
2017年：特に期待するもの	(10,000)	40.2	14.8
2018年：特に期待するもの	(10,000)	35.4	16.1
2018年：知っていたもの	(10,000)	53.6	41.8
2018年：日赤に寄付した者が特に期待するもの	(1,313)	47.8	24.3

	n	国内の災害救護活動を病院に届ける事業	献血を届け、その血液	赤十字病院の運営	東日本大震災後の復興支援	海外の災害や紛争被災者や開発途上国の支援活動	災害などに備える防災・減災教育活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動	災害時の被災者や被災者への支援活動
2016年：特に期待するもの	(10,000)	42.3	18.3	18.0	16.5	12.4	13.5	11.4	9.9	10.5	8.9	8.7	8.9	9.4	6.9	7.2	4.7	8.4	20.7
2017年：特に期待するもの	(10,000)	40.2	14.8	14.3	13.8	13.8	12.2	9.6	7.9	7.8	7.4	7.4	7.1	6.9	6.6	6.4	5.2	6.1	20.6
2018年：特に期待するもの	(10,000)	35.4	16.1	14.0	13.5	12.6	10.4	7.4	7.3	5.4	6.8	5.2	5.2	4.7	4.7	3.7	5.3	5.3	28.3
2018年：知っていたもの	(10,000)	53.6	41.8	49.8	43.8	29.2	26.5	15.9	20.4	10.9	22.6	13.3	12.1	11.5	14.8	7.5	27.5	18.8	23.3
2018年：日赤に寄付した者が特に期待するもの	(1,313)	47.8	24.3	22.0	21.6	18.8	17.0	14.3	11.7	10.1	12.9	9.7	10.3	9.3	8.5	7.4	10.9	10.0	8.4
2018年：日赤を通じてボランティアに参加した者が特に期待するもの	(128)	43.8	40.6	29.7	25.0	24.2	22.7	17.2	22.7	17.2	18.8	14.8	16.4	15.6	14.8	11.7	19.5	17.2	3.1

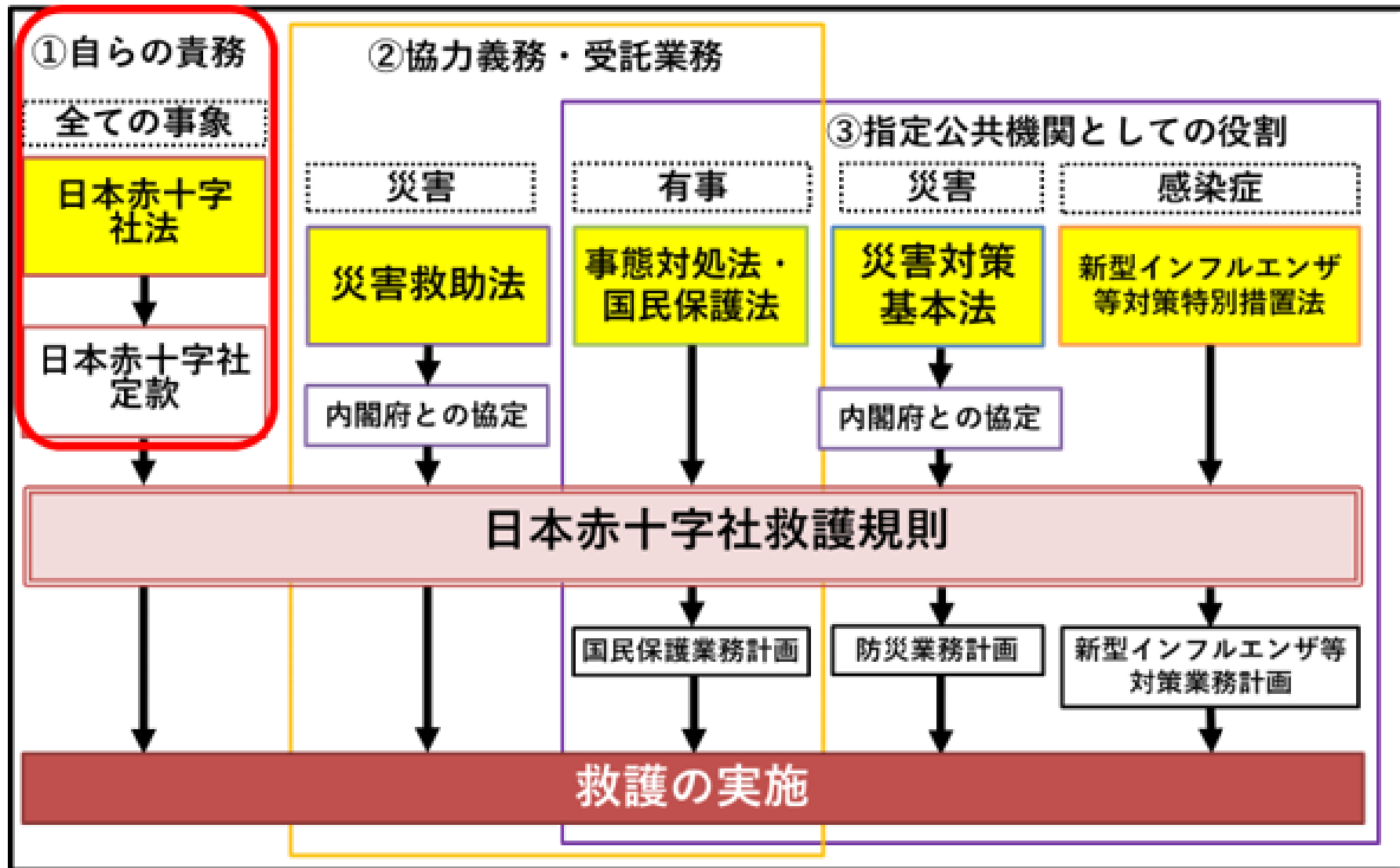
■ 日本赤十字社の救護活動を取り巻く環境

- 自然災害の広域化・頻発化・激甚化
- 近い将来、発生が予測されている大規模地震災害への対応
- 被災者ニーズの多様化に対応した救護活動
- 多様な団体・機関等による様々な被災者支援活動の展開
- 感染症対策などの救護活動の強化の必要性

- 
- 全社的な災害対応能力の強化
 - 支部災害対策本部体制等の標準化
 - 日赤災害医療コーディネートの充実強化
 - 多様な組織との連携・協働
 - 全社的な救護員育成体系の構築による救護員の質の向上

日本赤十字社の救護活動 ～法的根拠と活動範囲～

【日本赤十字社の救護活動にかかる法令・規則】



■ 日本赤十字社の救護業務

【日本赤十字社救護規則】(抜粋)

(救護業務)

第2条 日本赤十字社の救護業務は、次のとおりとする。

- (1) 医療救護
- (2) こころのケア
- (3) 救援物資の備蓄及び配分
- (4) 血液製剤の供給
- (5) 義援金の受付及び配分
- (6) その他応急対応に必要な業務

2 前項の救護業務に関連し、次の業務を実施する。

- (1) 復旧・復興に関する業務
- (2) 防災・減災に関する業務

■災害救助法に基づく日本赤十字社への委託業務

災害救助法に基づく日本赤十字社への委託に関する内閣府との協定

(委託の範囲)

第2条 法第16条の規定に基づき、救助又はその応援の実施に関して必要な事項とされる範囲は、次のとおりとする。

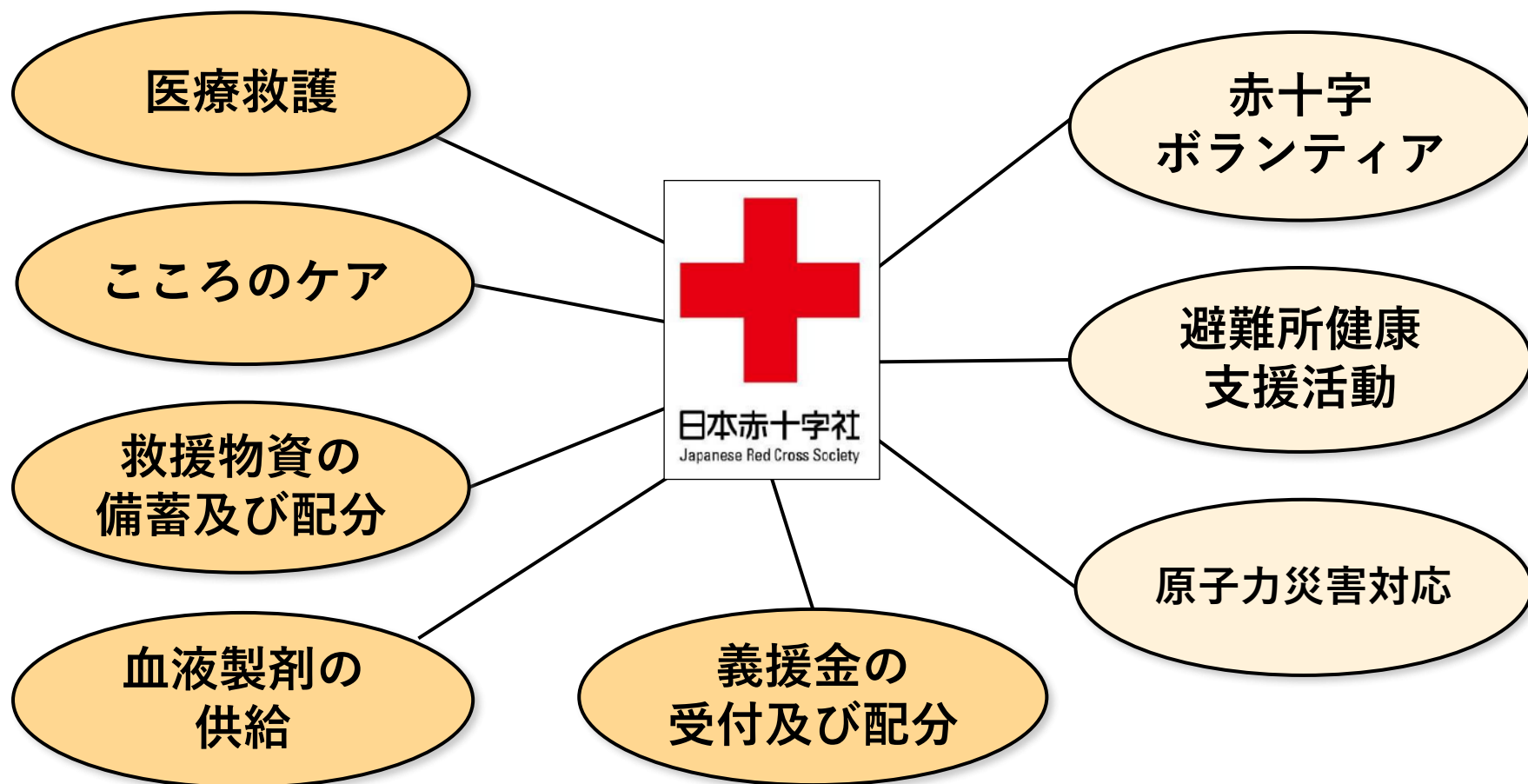
- (1) 避難所の設置
 - ア. 生活環境の整備
 - イ. こころのケア
- (2) 医療及び助産
- (3) 死体の処理
 - ア. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - イ. 検案
- (4) その他必要な事項

※委託業務の並びは関係法令との平仄を揃えたものであり優先順位等ではないこと。

【規則で定められた業務と様々なニーズへの対応】

(日本赤十字社救護規則に定める事項)

(様々なニーズへの対応)



医療救護

【全国】 487班 6,535人

(R6.3.31現在)

医療救護活動の主体…救護班

- 被災者の医療ニーズに対応し、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割
- 被災地の赤十字病院等を支援する役割

【救護班の編成基準】



医師 1 名



看護師(師長含) 3 名



主事 2 名

+



薬剤師、助産師、
こころのケア要員等



※救護班については、救護業務の状況に応じ、個々の基準人員を増減することができるほか、必要がある場合は、薬剤師、助産師等の要員を加えることができる。

■救護班の活動範囲

【常備救護班派遣要領】(抜粋)

第7 救護班の活動範囲 救護班の活動範囲は以下による。

(1) 応急医療

応急医療の実施にあたっては、トリアージの概念を念頭に入れ、効果的な医療を行う。原則として、救護所を開設して行うが、状況によっては、被災現場に赴き、救出された負傷者に対してその場で行う場合もある。患者の搬送は、原則として行わない。ただし、他に方法がない場合は、この限りでない。

(2) 助産

被災者の中に妊産婦がいる場合は、助産を行う場合がある。

(3) 死体の処理

死体の処理とは、遺体の検案を行うこと及び遺体の洗浄、縫合、消毒等を行い、生前との変化をできるだけ少なくすることである。

(4) 巡回診療

災害及び被災者の状況に応じて、避難所等を巡回して診療にあたることもある。

こころのケア

被災者及び支援者に対して、傾聴や支援情報の提供等必要なケアを通じて、自分の力で立ち上がることを支援する。



<緊急セット>



<毛布>

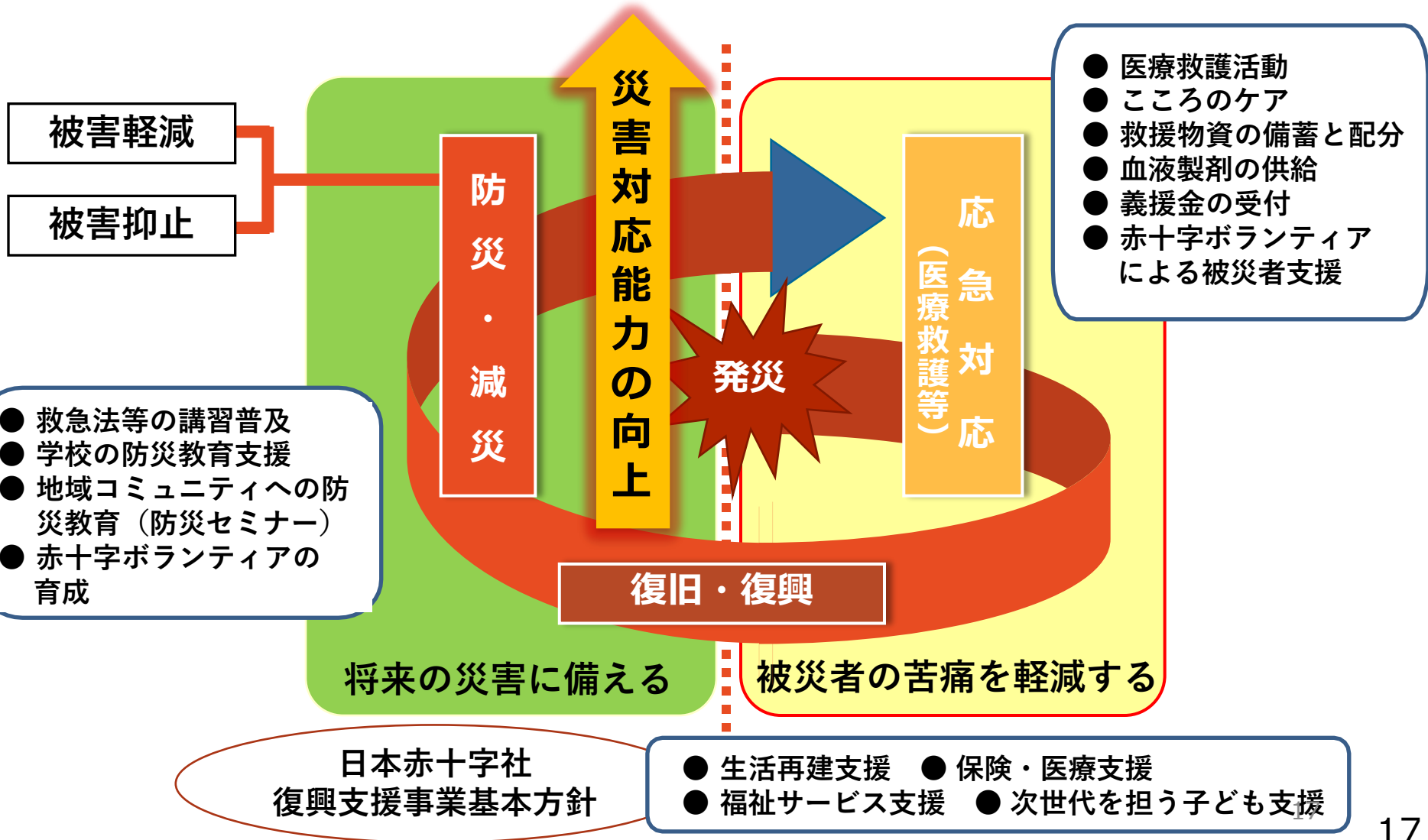


<安眠セット>

救援物資の備蓄及び配分

被災された方々を支援するため、毛布や安眠セット・緊急セットを備蓄し、災害時に被災者へ円滑な配分を行う。

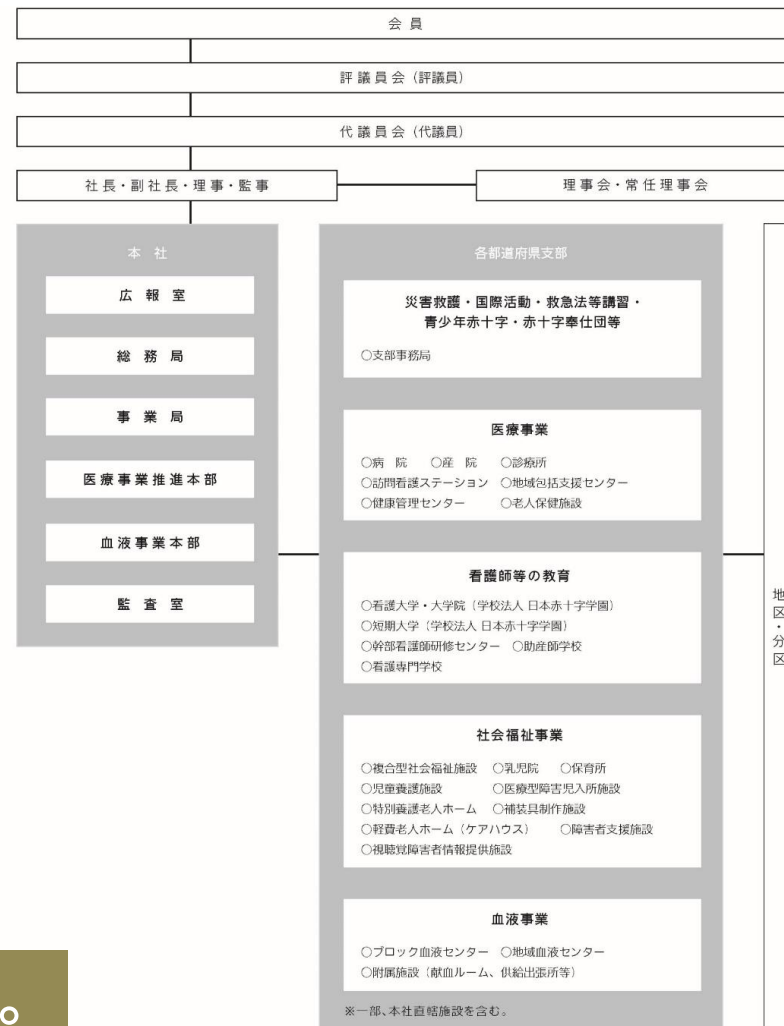
災害マネジメントサイクル全体への関与の取り組み



日本赤十字社の救護体制 ～仕組みとリソース～

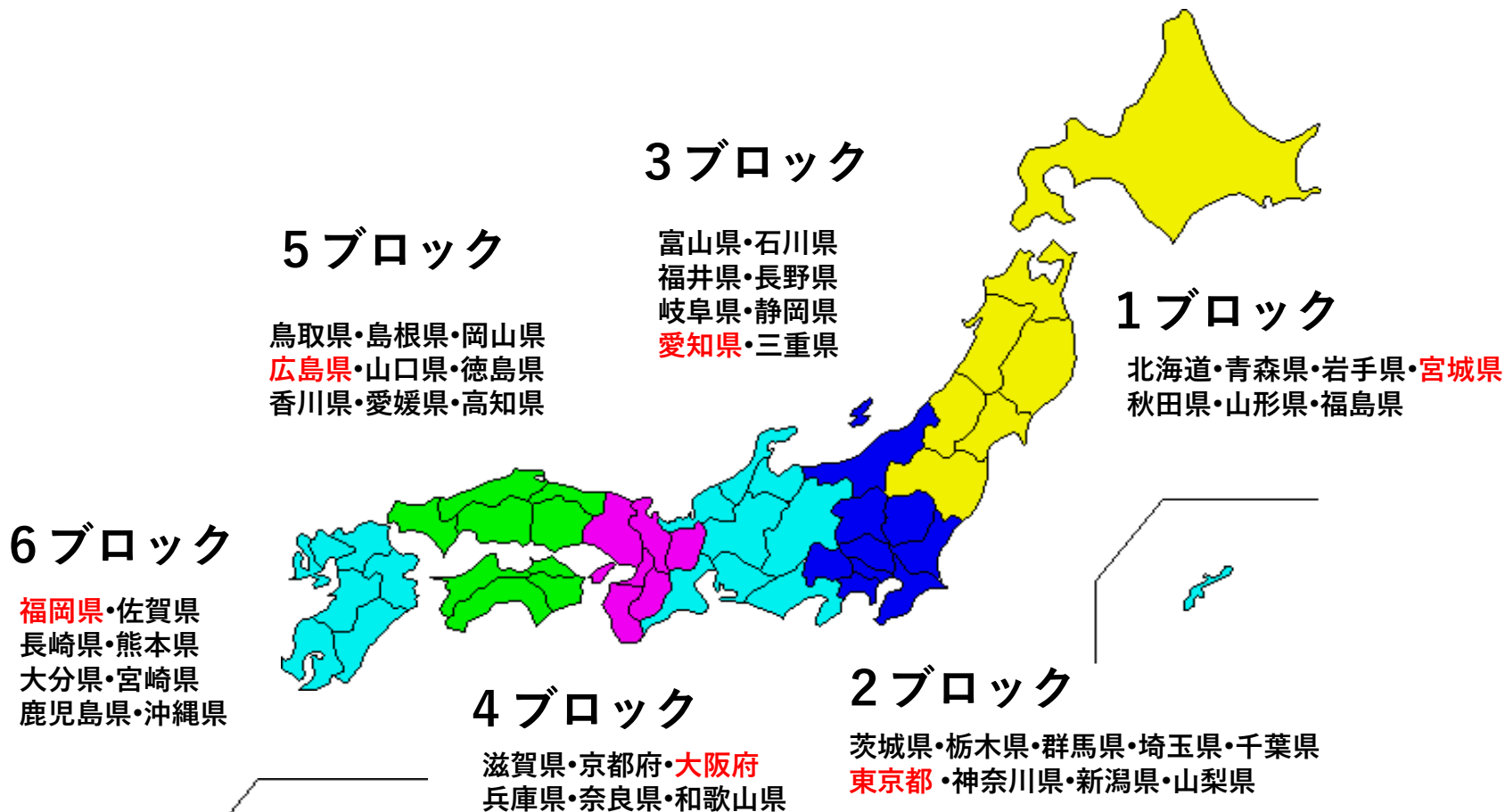
■ 全国の日本赤十字社の組織概要

本社	1
支部	47
病院	91
血液センター・献血ルーム等	228
社会福祉施設	28
総職員数	67,526
(令和6年4月1日現在)	



⇒ 各都道府県に支部を置いている。

■日本赤十字社のブロック体制について



⇒ 6つのブロックに分割したブロック体制を敷き、
各ブロックにブロック代表支部を置いている。

■ 日本赤十字社の災害救護体制の基本ルール ～指揮命令系統～

○ 救護活動の実施主体（日本赤十字社救護規則第3条）

災害等により **被災した地域の支部の支部長** が実施する。

災害対策本部の設置

（日本赤十字社救護規則）

第21条 社長及び支部長は、災害等の発生の恐れがあるとき又は災害時の状況に応じ、必要がると認めるときは、救護業務の実施に関し、連絡統制を図るため、**臨時に本社又は支部に警戒本部又は対策本部を設けるものとする。**

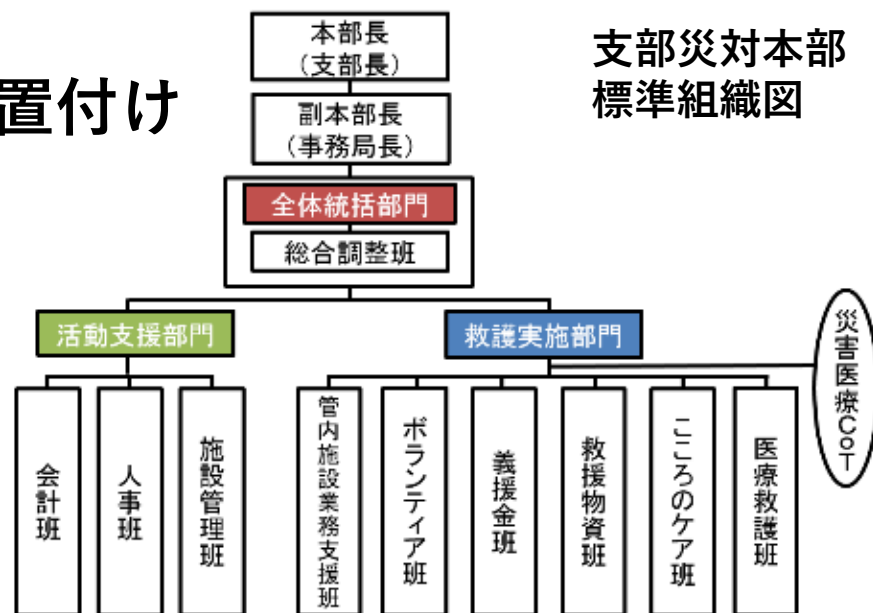


「日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要綱」に基づき、
災害対策本部を設置する。

■ 日本赤十字社支部災害対策本部等標準体制要綱

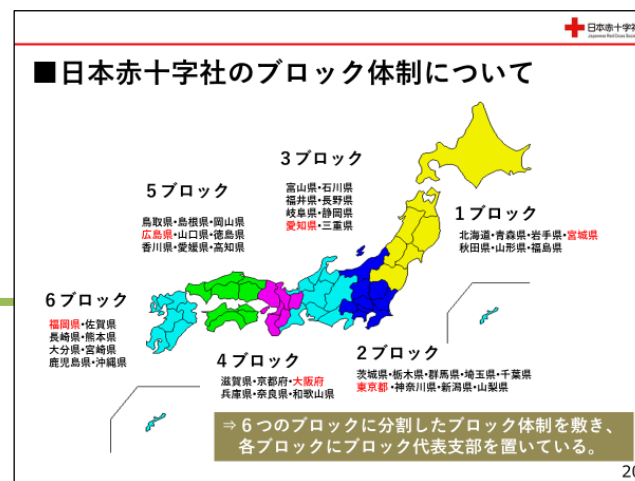
(平成30年4月11日付救福救第97号の2 各支部事務局長あて事業局長通知)

- 支部の規模に関わらず組織的な災害対応を行うため、**共通の機能・業務等による標準体制**を規定
- 大規模災害においては、他支部から**支援を受ける**ことを前提
- **C o T**を**災対本部要員**として位置付け
- 災対本部は、医療救護及びこころのケア活動について、**C o T**の**専門的な意見を十分勘案**して対応を決定

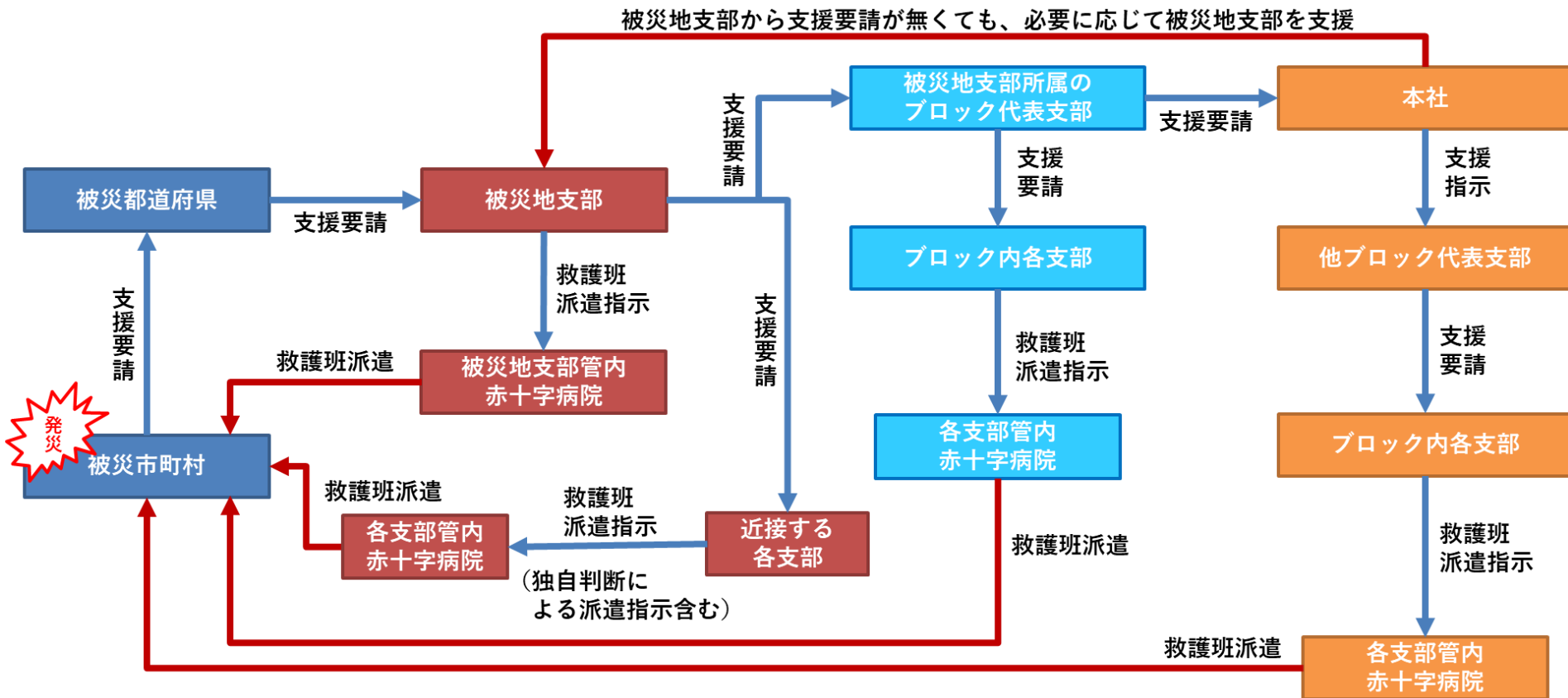


○支援の要請（日本赤十字社救護規則第4条）

- 被災地支部長は、**自支部での対応が困難な時は、同一ブロックの代表支部の支部長へ支援を要請**することができる。支援の要請を受けた代表支部の支部長は、同一ブロックの支部長へ支援を要請する。
- 被災地の同一ブロックの代表支部の支部長は、さらに**広域的な支援を必要と認める場合は、社長に対して支援を求める**ものとする。支援の要請を受けた社長は、他のブロック代表支部の支部長に被災地支部の支援にかかる指示を行い、当該指示を受けたブロック代表支部の支部長は同一ブロックの支部長へ支援を要請する。
- 被災地支部長は、**緊急を要する場合等は、近接する支部の支部長に支援を求める**ことができる。



■ 支援要請の流れ



■ 日本赤十字社の救護活動におけるリソース

(令和6年3月31日現在)

病院	91病院
救護員数	8,939人 (常備救護班要員を含む)
常備救護班	487班 6,535人
無線局	3,093局
救護車両	2,206台
赤十字飛行隊 (特殊奉仕団)	95人
救援物資配分数 (毛布・安眠セット・緊急セット)	34,275個 (令和5年度)
dERU (国内型緊急対応ユニット)	17ユニット

主な物的リソース

- 各支部に配備しているもの
 - 各種車両
 - 赤十字業務用無線
 - テントや照明機器
 - ラップポン、蓄電池
 - 救援物資（毛布・緊急セット・安眠セット 等）
- 支部独自で整備・備蓄しているもの
 - ブルーシート
 - 下着セット
 - 日用品セット 等

主な人的リソース

- 救護班
- 日赤災害医療コーディネーターチーム
- こころのケア要員
- 原子力災害医療アドバイザー
- 赤十字ボランティア
- 専門家（避難所環境改善やDVT予防等）
- 赤十字を支援する企業・団体等



■行政・企業・他団体との連携

【関係省庁・企業】

- 消防・警察・自衛隊との連携
- 関係省庁と災害救護活動に関する協定締結
- 民間企業と物資輸送・物資調達等に関する協定締結
- 合同訓練の実施

< 協定締結状況 >

関係省庁	5
民間（物資輸送）	3
民間（物資調達）	4
民間（その他）	5



内閣府



消防庁



気象庁



海上保安庁

【他団体】

- 保健医療分野における関係機関との連携
 - － DMAT（災害派遣医療チーム）
 - － JMAT（日本医師会災害医療チーム）
 - － DPAT（災害派遣精神医療チーム）
 - － DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）等
- 被災者支援領域（避難生活支援・物資支援等）における他団体との連携
 - － 社会福祉協議会、NPO
 - － JVOAD（全国ボランティア支援団体ネットワーク）

救護員行動指針

日本赤十字社救護員行動指針

(日本赤十字社救護員育成規程第4条)

- 1 赤十字の使命、基本原則を理解していること。**
救護員は、災害等により困難な状況にある被災者のために日本赤十字社の使命及び基本原則に基づき救護活動を行うこと。
- 2 必要な心構え・知識・技術を兼ね備えていること。**
救護員は、日本赤十字社の救護活動の実践者としての決意を持ち、常に必要な知識・技術の習得に励み、救護実践能力の向上に努めること。
- 3 被災者に対し、必要とされる支援を実施できること。**
救護員は、発災直後より迅速な救護活動を行うとともに、被災状況下における生活にかかる不安やストレスを軽減するため、被災者に寄り添い、必要とされる支援を継続して行うこと。
- 4 自らを律し、自立した救護活動を実施できること。**
救護員は、救護活動の指揮体制を踏まえた上で、刻一刻と変わる被災地の状況やニーズに対応するため、自らを律し、自立した救護活動を行うこと。

日本赤十字社救護員行動指針 (日本赤十字社救護員育成規程第4条)

5 自らの安全を確保できること。

救護員は、常に不測の事態が起こる可能性を考慮し、安全管理の徹底に努め、危険が予期される場合には、適切な措置をとること。

6 支部・施設や他団体・機関と連携・協働ができること。

救護員は、被災者に対する支援を的確かつ効果的に行うため、支部・施設並びに行政及び他団体・機関と必要な連携・協働を図ること。

7 必要な情報の収集や最新の動向を把握すること。

救護員は、被災地で起こりうる多様な状況に対応するため、常に必要な情報を収集し、共有するとともに、救護活動にかかる最新の動向の把握に努めること。

まとめ

まとめ

- 日本赤十字社は、戦時の救護団体として誕生し、今日では**災害時の救護活動が主体であり、国民からの期待も高い。**
- 日本赤十字社にとって、**救護活動は自らの責務であるほか、法的に協力義務が規定**されている。
- 内閣府からの委託業務として、**避難所の設置、医療及び助産、死体の処理等**が定められている。
- 日本赤十字社が行う救護活動の特徴は、医療救護だけでなく、**災害マネジメントサイクル全体**へ関与することである。
- 近年における災害の大規模化・激甚化に対応するため、**全社的な災害対応能力の強化が必要。**
- 日本赤十字社の救護体制における**基本ルールを守り、保有するリソースを活用**することで効果的な救護活動が展開できる。
- **救護員行動指針を遵守した救護活動が重要である。**